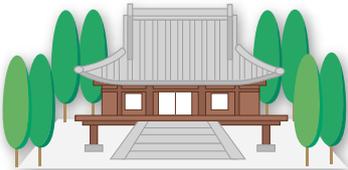


Q7 苦情処理、実効性担保の仕組み

- 3 個人情報取扱事業者が個人情報保護法に違反した場合、どのような措置がとられるのですか。
- 個人情報取扱事業者が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、各事業分野を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対して報告を求めたり(法32条)、助言を行ったり(法33条)、勧告、命令などの措置をとる(法34条)ことができます。また、主務大臣の命令に個人情報取扱事業者が従わなかった場合には、罰則(法第6章)の対象になります。
- ※実効性担保の仕組みについては、12頁をご参照ください。
- 4 事業者に対して、個人情報保護法に基づく報告の徴収や勧告等がなされたことはあるのですか。
- 平成20年度は、各事業分野を所管する主務大臣において、法に基づく報告の徴収(法32条)を28件、助言(法33条)を1件実施する等により、事業者に対する指導・監督が行われています。
- 【参考】平成19年度：報告の徴収83件
平成18年度：勧告4件、報告の徴収60件
平成17年度：勧告1件、報告の徴収87件

Q8 適用除外

- 1 個人情報保護法の適用除外について、教えてください。
- 
- 個人情報取扱事業者のうち、憲法上保障された自由(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由)に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報を取り扱う場合には、その限りにおいて、個人情報取扱事業者の義務は適用されません(法50条)。
- (1) 報道機関 報道活動
(2) 著述を業として行う者 著述活動
(3) 学術研究機関・団体 学術活動
(4) 宗教団体 宗教活動
(5) 政治団体 政治活動
- また、これらの諸活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方である個人情報取扱事業者の行為(例：政党から政治活動を行うため要請があった場合に、本人の同意なく個人データを提供すること)についても、主務大臣は、その行為に関する限り、その個人情報取扱事業者に対して報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないこととされています(法35条)。
- 2 政治家の選挙事務所から、ある事業者の顧客名簿をもとに郵送されたと思われるはがきが届きました。選挙事務所が他から個人情報を収集し、利用することは、個人情報保護法上、問題はないのでしょうか。
- 個人情報保護法では、政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、義務規定の対象外とされています(法50条、Q8-1参照)。したがって、政治家の選挙事務所が、政治活動のために個人情報を利用するに当たっては、個人情報取扱事業者に課せられる義務規定は、適用されません。

Q9 その他

- 1 個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)以前に取得した個人情報について、この法律の義務規定は適用されますか。
- 
- 個人情報保護法の義務規定は、全面施行(平成17年4月1日)以降に取り扱われる個人情報について適用されます。したがって、原則として、全面施行前に行われた個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の効力は及びません。
- 例えば、施行日前に取得した個人情報については、取得時の義務(法17条、18条)は課されませんが、それを施行日以降も取り扱う場合には利用目的を特定し(法15条)、原則としてその範囲内で利用すること(法16条)が求められます。また、保有個人データに該当する場合には利用目的を本人の知り得る状態に置くこと(法24条1項)が必要です。
- なお、施行日前に本人から目的外利用・第三者提供に関する同意を得ていた場合には、施行日以降に改めて本人から同様の同意を取り直す必要はありません(法附則2条、3条)。